

令和 3 年度定期監査結果報告概要

令和 3 年 10 月

三重県監査委員

令和3年度定期監査結果報告概要

第1 監査の概要

三重県監査委員監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し、次のとおり令和3年度定期監査を実施した。

1 監査の種類

- (1) 地方自治法第199条第2項に基づく事業の執行に関する監査（行政監査）
- (2) 地方自治法第199条第2項に基づく財務以外の事務の執行に関する監査（行政監査）
- (3) 地方自治法第199条第1項に基づく財務の執行に関する監査（財務監査）

2 監査の実施期間

地方自治法第199条第4項に基づき、令和3年1月20日から同年9月24日までの間で、期日を定めて監査を実施した。

3 監査の実施箇所

監査の実施箇所数等は、次表のとおりである。

〔監査実施箇所数〕

区 分	対象箇所数	実施箇所数			
		委員監査		事務局予備監査	
		実地監査	書面監査	実地監査	書面監査
本 庁	185	183 (1 23)	2	2 185	-
地 域 機 関	180	41	139	65	115
計	365	224	141	250	115

- 1 監査委員による本庁実地監査（以下「総括本監査」という。）は部局等单位で実施。
- 2 総括本監査に先立つ、事務局予備監査は課単位で実施。

4 監査の対象及び着眼点

主として令和2年度における、県が実施する事業のうち重点的に検証する必要がある事業の執行、財務以外の事務の執行及び財務の執行を対象とし、合规性、正確性のもとより、経済性、効率性、有効性の観点で監査を実施した。

(1) 事業の執行に関する監査

【各部局等の主要な事業】

(2) 財務以外の事務の執行に関する監査

サービス規律違反 個人情報の漏えい 公表資料の誤り
その他財務以外の事務の執行に関する不適切な事案

(3) 財務の執行に関する監査

【収入に関する事務】

収入未済 収入事務

【支出に関する事務】

業務委託 公共工事等 補助金等
旅費 その他の支出事務

【人件費】

【財産管理等の状況】

財産管理 金品亡失（損傷） 公有財産の滅失・き損
公共用地の未登記

【交通事故】

【その他】

第2 監査の結果

主として令和2年度における、事業の執行、財務以外の事務の執行及び財務の執行について監査を実施した結果、報告書に「監査の意見」として記載したもののほかは、概ね適正に処理、執行されていた。

部局長等においては、「監査の意見」について、速やかに適切な措置を講じられたい。

財務以外の事務の執行に関する指摘の中には、生徒に対するわいせつ行為、虚偽の報告書作成・送致など、県民の信頼を著しく損なう事案や、発注工事における積算誤り、公文書の誤廃棄などが引き続き発生しているため、法令遵守及び服務規律の更なる徹底に取り組むとともに、発生した事案の原因や背景を分析し、効果的な対策を講じることにより、再発防止に努められたい。

財務の執行に関する指摘については、指摘件数は減少しているが、財産管理等に関して、交通事故や金品亡失（損傷）は引き続き多数発生していることから、職員への注意喚起や交通安全意識の徹底を図るとともに、県有財産の管理意識向上等を図られたい。

今回指摘した事項については、指摘箇所に限らず、概ね全ての箇所で起こり得るため、各部局等においてはこうした指摘を参考として、チェック機能を高め、財務事務等の適正な執行に努めるとともに、全庁的なマネジメントのもと、令和2年4月から導入された内部統制制度が実効性のあるものとなるよう取り組まれたい。

また、新型コロナウイルス感染症への対応については、感染拡大の防止と医療提供体制の整備や、中小企業・小規模企業の事業継続への支援について、市町や関係団体等と連携し、オール三重の体制で取り組んでいるところであるが、変異株への置き換わり等により、新規感染者数、病床占有率等が増加し、医療体制への負荷が増大したことから、県内に8月27日から再び緊急事態宣言が発出された。感染の拡大と収束が繰り返される中で、事業者に与える影響は長期化し、三重とこわか国体・三重とこわか大会も中止となった。

引き続き、医療提供体制の整備、検査体制の強化、ワクチン接種の効率的な実施など、県民の命と健康を守るための対策を行うとともに、県民の生活支援、経済及び雇用対策等を迅速かつ総合的に実施されたい。また、中止となった両大会については、開催に向け積み上げてきたレガシーを生かし、競技力の向上やバリアフリー化を含む施設整備、大会を支える人づくりとスポーツの機運醸成などで得た成果が、多様な人々の参加も含めたスポーツ振興の取組に有効活用されるよう検討されたい。

さらに、新型コロナウイルス感染症に起因する人権侵害や誹謗中傷等への対策を講じるとともに、新型コロナウイルス感染症に関する情報については、県民や事業者等の理解や協力が得られるよう、適時適切かつ正確な提供に努められたい。

1 事業の執行に関する監査結果の概要

県が実施する事業のうち重点的に検証する必要がある事業の執行について監査を実施した。

その結果、事業の執行に関する意見は、47件であり、該当のある各部局等の意見数は、次表のとおりである。

また、各部局等の主な意見は、別紙のとおりである。

〔事業の執行に関する意見数〕

(単位：件)

部局等名	意見数	部局等名	意見数
防災対策部	3	県土整備部	1
戦略企画部	1	デジタル社会推進局	1
総務部	5	出納局	2
医療保健部	4	企業庁	2
子ども・福祉部	6	病院事業庁	1
環境生活部	5	議会事務局	1
地域連携部	4	教育委員会事務局	3
農林水産部	3	警察本部	3
雇用経済部	2	意見数計	47

2 財務以外の事務の執行に関する監査結果の概要

公務上の服務規律違反、個人情報漏えい、その他事務の執行に関する不適切な事案の発生状況等について監査を実施した。

その結果、財務以外の事務の執行に関する指摘は84件であり、監査事項の内容による分類ごとの指摘数は、次表のとおりである。

〔財務以外の事務の執行に関する指摘数〕

(単位：件)

分類	服務規律違反	個人情報の漏えい	公表資料の誤り	その他不適切な事案	計
指摘数	8	4	2	70	84

服務規律違反

生徒に対するわいせつ事案、虚偽の報告書作成・送致事案等、改善を要する指摘は8件であった。

個人情報の漏えい

新型コロナウイルスワクチン予診票の誤送付による個人情報漏えい事案等、改善を要する指摘は4件であった。

公表資料の誤り

三重県民経済計算(確報)の計数に誤りがあった事案等、改善を要する指摘は2件であった。

その他財務以外の事務の執行に関する不適切な事案

児童扶養手当の誤支給事案、発注工事における土壌汚染対策法に基づく手続きの未届事案等、改善を要する指摘は70件であった。

3 財務の執行に関する監査結果の概要

財務の執行に関する指摘は221件であり、監査事項の内容による分類ごとの指摘数は、次表のとおりである。

〔財務の執行に関する指摘数〕

(単位：件)

分類	収入に関する事務	支出に関する事務	人件費	財産管理等の状況	交通事故	その他	計
指摘数	94	37	3	49	35	3	221

なお、財務の執行に関する監査事項ごとの監査結果の概要は、以下のとおりである。

(1) 収入に関する事務

収入未済

収納促進の取組、債権処理計画の目標達成状況等について監査を実施した。

その結果、県税及び県税以外の収入未済額については、150億4,339万7,363円(対前年度比109.6%)と前年度に比べ13億1,535万3,916円増加しており、令和2年度に新たに発生した収入未済の指摘は53件であった。

また、令和2年度の債権処理計画のうち、回収対象について、処理実績額は1億5,968万9,814円と、目標額1億6,587万3,799円を下回り、計画を策定した62債権中、33債権で処理目標額を達成していなかった。

なお、督促状の発付漏れ等、事務処理誤りによる指摘は3件であった。

収入事務

歳入戻出の発生理由、証紙事務等について監査を実施した。

その結果、歳入戻出に関する指摘が3件、証紙事務に関する指摘が1件など、改善を要する指摘は合計5件であった。

(2) 支出に関する事務

業務委託

執行伺い、契約手続き、契約変更等について、180件の業務委託契約を抽出し、監査を実施した。

その結果、予定価格に関する指摘が5件など、改善を要する指摘は合計6件であった。

公共工事等

公共工事、調査・設計等業務委託の契約時、竣工時の事務手続き等について、25件の公共工事契約、19件の調査・設計等業務委託契約を抽出し、監査を実施した。

その結果、改善を要する指摘はなかった。

補助金等

交付要綱・交付要領等の整備状況、履行確認等について、34件の補助金等事業を抽出し、監査を実施した。

その結果、履行確認に関する改善を要する指摘が1件あった。

旅費

旅行命令・精算手続き、復命について、121件の旅行を抽出し、監査を実施した。

その結果、旅行命令手続きに関する指摘が2件、復命に関する指摘が1件あり、改善を要する指摘は合計3件であった。

その他の支出事務

入札中止や歳出戻入の発生理由、資金前渡払いの手続き等について監査を実施した。

その結果、事務処理誤りによる入札中止に関する指摘が 11 件、資金前渡払いの事務手続きに関する指摘が 8 件など、改善を要する指摘は合計 27 件であった。

(3) 人件費

扶養手当、住居手当、通勤手当の認定事務等について監査を実施した。その結果、通勤手当に関して改善を要する指摘が合計 3 件であった。

(4) 財産管理等の状況

財産管理

公有財産の管理状況等について監査を実施した。

その結果、道路管理瑕疵が 10 件など、公有財産の管理に関して改善を要する指摘は合計 15 件であった。

金品亡失（損傷）

物品等の紛失・損傷の発生状況について監査を実施した。

ただし、明らかに県又は職員に過失がないもの及び損害額 10 万円未満のものは、原則として除外している。

その結果、パソコンや公用車の損傷、公用車の鍵の紛失等、改善を要する指摘は合計 16 件であった。

公有財産の滅失・き損

公有財産の滅失・き損の発生状況について監査を実施した。

ただし、明らかに県又は職員に過失がないもの及び損害額 10 万円未満のものは、原則として除外している。

その結果、改善を要する指摘はなかった。

公共用地の未登記

過年度未登記の解消に向けた取組等について監査を実施した。

農林水産部（農林水産事務所等 7 箇所）の未登記は、586 筆、118,127.48 m²と前年度に比べ 28 筆、2,265.38 m²減少していた。

県土整備部（建設事務所 10 箇所）の未登記は、4,720 筆、1,214,538.50 m²と前年度に比べ 45 筆、6,593.67 m²減少していた。

企業庁（水道事務所 1 箇所）の未登記は、1 筆、13.20 m²と前年度に比べ増減はなかった。

(5) 交通事故

公用車ででの交通事故の発生状況について監査を実施した。

ただし、明らかに県又は職員に過失がないもの及び損害額 10 万円未満のものは原則として除外し、人身事故は損害額に関わらず指摘している。

その結果、物損事故が 31 件、人身事故が 4 件あり、改善を要する指摘は合計 35 件であった。

(6) その他

他の監査事項に該当しない改善を要する指摘は、金品亡失(損傷)報告書等の提出遅延に関する指摘が2件など、改善を要する指摘は合計3件であった。

別紙

【事業の執行に関する主な意見】

防災対策部

1 新型コロナウイルス感染症対策の推進

国内で新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以降、県では、「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、「三重県緊急事態措置」、「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」等の発出の検討や「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』」等の総合的な方針の立案、県民及び事業者等への情報提供や協力要請等について、同対策本部において総合調整を行いながら、関係部局と連携して取り組んでいる。

新型コロナウイルス感染症については、本県においても、令和2年1月以降、感染の拡大と収束が繰り返されていることから、状況に応じ、時機を逸することなく感染防止対策及び法令に基づく措置等の検討を行うとともに、県民・事業者等に対する適時適切な情報提供や協力要請を行い、感染防止につながる行動を促すことにより、感染拡大の防止に努められたい。

(危機管理課)

戦略企画部

1 広聴広報活動の推進

令和2年3月に「三重県広聴広報アクションプラン」を改訂し、県民との接点の拡大と充実を基本的な考え方として、「拡散性の高い情報コンテンツづくり」、「メディアの効果的な活用」の2つの取組視点、「戦略的なプロモーションの推進」、「メディアミックスによる広聴広報活動の充実」、「『質』の高い情報発信に向けた体制づくり」の3つの戦略テーマで広聴広報活動を推進しているところである。

しかしながら、アクションプラン初年度となる令和2年度の取組結果については、評価指標である「県からの情報が伝わっていると感じる県民の割合」の実績値が31.8%と目標値の35.0%を達成できなかった。

このため、メディアミックスによる広聴広報活動の充実等を進めることにより、県民に対して、的確かつ効果的な県政情報の提供に努められたい。

(広聴広報課)

総務部

1 内部統制の円滑な運用

地方自治法改正により令和2年4月から内部統制制度が導入され、4月に「三重県における内部統制の方針」を策定し、5月に同方針に基づき内部統制の整備・運用に必要な基本事項を定める「三重県内部統制マニュアル」を策定して、推進部局として、内部統制体制の整備や、各所属における「内部統制リスクマネジメントシート」によ

るリスクの認識と対応策の検討・実施、自己評価、次年度に向けたリスク対応策の見直し等の運用を推進するため、取組を行っているところである。

引き続き、推進部局として、評価部局（防災対策部危機管理課）や組織横断的な事務を所管する部署（出納局等）などの関係部局と役割分担のうえ、連携して、内部統制の円滑な運用や職員の意識向上を図るとともに、内部統制評価報告書等を踏まえ、共通リスクの継続的な見直しや内部統制の不備の改善や是正を行うなど、職員の負担にも配慮しながら、内部統制制度がより有効に機能し実効性のあるものとなるよう取組まれない。

（行財政改革推進課）

2 持続可能な財政運営基盤の確立

令和2年度の決算においては、実質公債費比率は12.7%と前年度から0.7ポイント改善したが、経常収支比率は96.3%と前年度に比べて0.5ポイント上昇し、財政が硬直化した状態が続いている。

本県の財政状況は、歳入面では、県税収入が新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い減少したが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の国庫支出金をはじめ、県債発行額や地方交付税等が増加しており、歳出面では、新型コロナウイルス感染症対策経費が大きく増加している。公債費・人件費等の義務的経費は今後も高い水準で推移することが見込まれ、また近年は、財源不足から、公営企業会計からの借入や県債管理基金への積立見送り措置を講じているなど、依然として厳しい状況にある。

このため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や三重とこわか国体・三重とこわか大会の中止が行財政運営に与える影響にも十分に留意し、「第三次三重県行財政改革取組」（令和2年度～5年度）に基づき、県税収入の確保や未利用財産の売却・活用等の多様な歳入確保策の推進を図るとともに、公債費や社会保障関係経費等の経常的な支出の抑制、AIやRPAの活用等による業務改善の推進、事務事業の積極的な見直し、廃止や統合を含めた施設のあり方の見直しによる維持管理費の抑制等を行うことにより、将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な財政運営の基盤を確立されたい。

（行財政改革推進課、財政課）

医療保健部

1 新型コロナウイルス感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症について、三重県内では、これまでに14,521の感染例と110事例のクラスター（令和3年9月23日時点）が確認されている。

本県においては、知事を本部長とした新型コロナウイルス感染症対策本部を中心とした体制を構築し、オール三重で感染拡大防止に向けた取組を行っている。

令和2年3月から4月までの流行時には「三重県緊急事態措置」を発出し、県民に外出自粛を求めるなど強い措置をとることで感染拡大を抑え込み、同年7月から9月の流行時には1回目の「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」（以下「緊急警戒宣言」という。）を発出して感染拡大防止策を講じ、2年11月から3年2月の流行時には2回目の緊急警戒宣言を発出して、前回と同じく感染拡大防止策を講じることにより、県内における感染の拡大を抑制している。

令和3年4月から6月の流行時には、3回目の緊急警戒宣言と「三重県まん延防止

等重点措置」を続けて発出し、感染拡大防止策を講じるとともに、同期間の終了後10日間を「三重県リバウンド阻止重点期間」とし、独自の指標である「三重県リバウンドアラート」を設定するなどの取組を行った。

また、国や近隣府県等との情報共有、県民への迅速な情報提供や呼びかけに努めるとともに、市町・医療関係者・関係団体と連携して、医療提供体制及び検査体制の強化、同定調査や健康観察を確実に実施するための保健所機能の確保、また、クラスター発生時の対応等、様々な感染症拡大防止のための対策を実施している。

しかしながら、令和2年1月以降、全国的に、また県内においても、感染の拡大と収束が繰り返されており、新たな変異株による感染者の急増など、想定が可能なあらゆる事態に対処できる体制の整備が望まれる。

これらのことから、感染症対策にかかる組織を的確かつ効率的に運営するとともに、保健所機能の維持・強化、病床・宿泊療養施設の確保、ワクチン接種の効率的な実施に向けた支援を行うなど、市町や関係団体と連携しながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止及び感染者の療養体制の整備に取り組まれない。

(感染症対策課、感染症情報プロジェクトチーム、
入院・療養調整プロジェクトチームほか)

子ども・福祉部

1 生活困窮者への支援

生活保護に至る前の生活困窮者に対しては自立支援策の充実・強化を図ることを目的として、生活困窮者自立支援法に基づき、相談窓口を設置し、複合的課題を抱えた人の相談に幅広く対応するなど取り組んでいる。

そうしたなか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の停滞は、県民生活にも深刻な影響を与えており、休業や失業等に伴う減収により、生計を維持することが困難となっている生活困窮者が急増し、相談件数が増加している。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化に伴い、住居確保給付金の支給要件が緩和されたり、新たに緊急小口資金等の特例貸付が設けられたりしたが、既に特例貸付の借入限度額に達していても、就労による自立に結び付いていない世帯も生じている。

このため、市町や関係機関等と連携して、令和3年7月に新たに創設された新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を活用するなど、各種の支援策にも取り組んでいるところである。

引き続き、市町や関係機関等と連携しながら、相談しやすい環境の整備を進めるなど、生活困窮者の実情に応じた適切な支援の実施に努められたい。

(地域福祉課)

2 少子化対策の推進

第2期「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)の「希望がかなう少子化対策」においては、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」を基本目標として掲げ、県の合計特殊出生率を、2020年代半ばに、希望出生率である1.8台に引き上げることを数値目標の一つとしている。

総合戦略に基づき、これまで、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(以下「スマイルプラン」という。)において、さまざまな主体による取組の促進を図って

るところであるが、令和2年の合計特殊出生率（概数）は前年を0.02下回り1.45となり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による出産環境や雇用情勢の悪化の影響により、結婚や子どもを持つことに対する理想と現実のギャップがより大きくなっていることが懸念されている。

このため、引き続き、スマイルプランに基づき、社会全体で少子化対策を進めるために、市町や企業、関係団体等さまざまな主体と協創し、出逢いの支援や男性の育児参画の推進等、ライフステージごとの切れ目のない取組を進められたい。

（少子化対策課）

環境生活部

1 埋立て等による災害の未然防止

令和2年4月から「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」を施行し、土砂等の埋立て等を行う事業者等に対して必要な規制を行うことにより、土砂等の崩落等による災害の未然防止及び生活環境の保全を図っている。

しかし、特に条例施行前の行為については、崩落等の危険性があっても、条例の規定が適用されないなどの課題がある。

このため、国の動向を踏まえつつ、県民の不安を払拭するため、関係法令を所管する部局や市町と十分に連携を図り、土砂等の崩落等の危険性がある箇所を把握し、必要な取組を実施されたい。

（大気・水環境課）

2 ダイバーシティ社会の実現及び多文化共生社会づくりの推進

ダイバーシティ社会の実現については、「ダイバーシティみえ推進方針～ともに^{きらり}輝く、多様な社会へ～」（平成29年12月策定）に基づき、県民にその考え方の浸透を図る取組を進めている。また、多文化共生社会づくりの推進については、「三重県多文化共生社会づくり指針（第2期）」（令和2年3月策定）に基づき、多様な文化的背景を持つ住民が地域社会を一緒に築き、多文化共生から生まれる活力が地域の課題解決に生かされるよう取組を進めている。

LGBTをはじめとする多様な性的指向や性自認については、社会の理解不足により偏見を持たれたり、社会生活上の制約を受けたりする課題が存在する。このため、性の多様性が理解され、全ての人の人権尊重、多様な生き方を認め合う社会の実現を目的に、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を令和3年3月に制定している。このことから、同条例等に基づき、県民への広報・啓発活動や研修等の実施、相談対応の充実などの取組を推進されたい。

また、令和2年末の県内外国人住民数は、対前年比354人減の54,854人と減少したが、過去2番目に多い人数となり、新型コロナウイルス感染症の影響などから、外国人住民数の変動が予想され、外国人住民からの相談の増加や医療機関への受診増加が見込まれる。このことから、引き続き、社会情勢を踏まえ、市町や国等の関係機関とも連携し、外国人住民の健康面や生活面での支援の充実などの取組を一層推進されたい。

（ダイバーシティ社会推進課）

3 RDF焼却・発電の終了に伴う市町等への支援及び事業の検証・総括

三重ごみ固形燃料発電所でのRDFの焼却・発電は、令和元年9月17日をもって終了したことから、ポストRDFに向けて関係市町が設置した検討会等への参画や市町間の調整、情報提供等の技術的支援を行うとともに、「ポストRDFに向けた施設整備等補助金」により、施設整備等に対する支援を進めてきた。

今後は、引き続き、技術的支援や施設整備等に対する支援を的確に行うとともに、企業庁と役割分担・連携のうえ、環境政策の視点を含めた事業全体の検証を行い、関係市町からの意見も踏まえ、事業の総括に向けた取組を進められたい。

(廃棄物・リサイクル課)

地域連携部

1 生活交通の確保及び活性化

人口減少や厳しい経営環境等により、公共交通機関における減便や縮小が進んでいることから、移動手段の確保が困難な地域が増えてきている。

このため、関係市町、国、事業者と連携し、バス路線等の維持・活性化に向け、公共交通の利用促進を図るとともに、高齢者をはじめとする車を運転できない県民が、円滑に移動できる環境づくりに向け、地域の実情に応じた住民に身近な移動手段の確保や、自動運転技術など新技術を活用した次世代モビリティの導入に取り組みられたい。

(交通政策課)

2 南部地域の活性化の推進

南部地域では、若者の人口流出及び高齢化が顕著であることから、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」において「南部地域における若者の定住率」を主指標に掲げ南部地域の活性化に取り組んでいるが、令和2年度の実績は50.1%と、目標の53.0%を達成することができなかった。

このため、関係部局や団体、民間企業等と連携を図りながら、南部地域活性化基金を有効に活用し、若者の定住につながる施策等を推進するとともに、地域づくりに関わる関係人口の取組を進め、地域の活力の維持につなげる等、南部地域の活性化を一層推進されたい。

また、東紀州地域においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、令和2年の観光消費額が前年比約21%減となるなど大きく落ち込んでいることから、(一社)東紀州地域振興公社等と連携し、東紀州地域産品の高付加価値化や販路拡大等の支援を行うとともに、アフターコロナも見据えた観光客受入体制の整備等に努められたい。

(南部地域活性化推進課、東紀州振興課)

農林水産部

1 県産農林水産物の認知度向上及び販路拡大

県産農林水産物の認知度向上や販路拡大については、ブランド力向上の取組などにより、成果は上がってきているが、首都圏や外食産業における県産食材の需要減少による出荷の低迷に加え、販売価格の下落により、県内農林水産事業者に経営不安が広がっている。

県では、県産食材の消費拡大を図るため、県内量販店等と連携した販売促進活動に取り組み、県産農林水産物の販売サイトを立ち上げるとともに、国の国産農林水産物等販売促進緊急対策事業を活用し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により積みあがっていた県産農水産物の在庫解消に努めた。

現在も、県産農林水産物の需要減少や価格の下落等が生じ、農林水産事業者の経営を圧迫するなど影響を与えていることから、経営安定に向けた支援や県産農林水産物の需要喚起の取組を引き続き進められたい。

(農林水産総務課、フードイノベーション課、担い手支援課、農産物安全・流通課、農産園芸課、畜産課、水産振興課)

雇用経済部

1 新型コロナウイルス感染症に関する経済対策の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、県内経済への影響を最小限に抑えるため、リーマン・ショック時を上回る規模の資金繰り支援や資金支援、販路開拓・サプライチェーンの強化支援など、感染拡大により影響を受けた事業者を支援し、令和2年3月以降、切れ目のない経済対策に取り組んでいる。

令和2年度は、県内の感染状況や経済状況を踏まえたうえで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた中小企業・小規模企業の感染防止対策の徹底や事業継続に向けて、延べ5,703件、約24億円の補助金交付決定を行った。

しかしながら、令和2年1月以降、全国的に、また県内においても、感染の拡大と収束が繰り返されており、新たな変異株による感染者の急増など、想定が可能なあらゆる事態に対処できる体制の整備が望まれる。

引き続き、市町、経済団体、金融機関、支援機関等関係者と連携しながら、感染拡大防止を支援するとともに、県内経済及び雇用の実態を的確に把握し、これまで以上にきめ細かく支援を届けることも視野に入れ、経済対策を迅速かつ総合的に進められたい。

(雇用経済総務課、国際戦略課、雇用対策課、三重県営業本部担当課、ものづくり産業振興課、中小企業・サービス産業振興課、企業誘致推進課)

2 観光産業の振興

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、県内の観光産業は深刻な影響を受け、令和2年の県全体の観光消費額は前年比2,281億円減の3,283億円となり、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の令和2年度の数値目標である5,700億円を大きく下回った。令和2年の県内の延べ宿泊者数についても、前年比353万人減の507万人、外国人延べ宿泊者数については、前年比33.0万人減の5.9万人となり、どちらも大幅に減少した。

依然として国内外からの誘客は厳しい状況にあるが、安全・安心な観光地づくりを行うとともに、全国的な感染状況に応じた誘客促進の施策を打ち出すなど、県内観光産業への新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に止められたい。

その上で、コロナ禍において再発見できた地域の魅力も活かし、市町、観光関連事業者及び観光地域づくり法人(DMO)等と連携して、魅力的な観光地づくりを進めるとともに、観光におけるDXを推進するなど、三重県の観光産業が持続的に発展できるよう取り組まれたい。

(観光政策課、観光魅力創造課、海外誘客課)

デジタル社会推進局

1 社会全体のDX及び行政のDXの推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって、在宅勤務やオンライン会議等、非接触・非対面での新しい生活様式への対応が社会の要請になる中、社会や行政におけるデジタル活用の面で遅れが顕在化し、デジタル社会の形成による利便性の向上及び業務の効率化は迅速に取り組むべき課題となっている。また、AIやRPA等の新技術の導入や専門性の高い分野で活躍できる人材の育成や確保を進めることで、県内市町を含めた行政のDXの推進に努める必要が生じている。

これまで、地域の課題解決や活性化の起爆剤として期待されているスタートアップ支援や空の移動革命の推進に取り組むとともに、行政のDXの推進に向けては、在宅勤務システムの導入等による県庁DXの推進や、県と市町で構成するスマート自治体推進検討会議の開催等による三重県全体での取組を進めてきたところである。

今後は、国の動向を注視しつつ、市町と連携し、社会全体のDXと行政のDXの推進にかかる取組を迅速かつ効率的に進められたい。

(デジタル戦略企画課、スマート改革推進課、デジタル事業推進課)

教育委員会事務局

1 服務規律の徹底及び不適切な事務処理の再発防止

令和2年度の懲戒処分は、前年度の5人から増加し、8人が処分されており、そのうち3人がわいせつ行為、1人が窃盗により免職処分となる深刻な事態となっている。

また、不適切な事務処理については、生徒に係る個人情報の記載がある書類の紛失事案等が発生している。

これらの事案は、公教育に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、教職員に対する法令遵守及び服務規律の更なる徹底に取り組むとともに、発生した事案の原因や背景を分析し、効果的な対策を講じることにより、再発防止に努められたい。

(教育財務課、教職員課、特別支援教育課)

2 安全で安心な学びの場づくりの推進

令和2年度における公立小中学校及び県立学校におけるいじめの認知件数は3,764件(元年度3,447件)と増加傾向にあり、いじめが原因で児童等の生命、心身に重大な被害が生じた事案や不登校となった事案が発生している。

また、令和2年度における公立小中学校及び県立学校における不登校児童生徒数は3,199人(元年度3,085人)と依然として高い水準にあり、新型コロナウイルス感染症の感染回避による長期欠席も発生している。

これらのことから、いじめの深刻化や、不登校等の長期化を防ぐため、児童生徒が抱える課題に対する教職員の対応力の向上、スクールカウンセラー等の専門家との連携による教育相談体制の充実、学校・地域住民・家庭その他の関係者との連携の強化により早期発見、早期対応に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策に徹底して取り組むことにより、安全で安心な学びの場づくりを推進されたい。

(生徒指導課)

1 交通事故の発生抑止対策の推進

令和2年の交通事故死者数は73人（前年比-2人）となり、統計が残る昭和29年以降の最少を更新した。また、負傷者についても3,732人（前年比-956人）と減少している。

しかし、人口10万人当たりの交通事故死者数は全国ワースト4位の状況であるとともに、飲酒運転事故件数は37件（前年比+1件）となっており、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の目標値である交通事故死者数71人以下、飲酒運転事故件数32件以下を達成していない。また、交通事故死者数のうち高齢者の死者数は39人（前年比-3人）と減少しているが、高齢者の占める割合は53.4%（前年比-2.6ポイント）と5割を超えている。

このため、引き続き、関係機関と連携を図り、高齢者が関係する交通事故の抑止対策に重点を置いた取組を推進するとともに、各種交通指導取締りを強化するなど、交通事故の発生抑止に取り組まれない。

（交通部交通企画課）